



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

(文部科学・厚生労働三)

○社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令

(厚生労働一〇四)

(告 示)

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示

(財務二〇〇、二〇七)

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示 (同二〇八、二一〇)

○社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第六条第二項第二号及び第三項第二号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する告示

(文部科学・厚生労働四)

(公 告)

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任

関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

会社決算公告

四 四

四 四

四 四

省 令

○文部科学省令第三号  
厚生労働省令第三号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)第二条の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月七日

文部科学大臣 林 芳正  
厚生労働大臣 加藤 勝信

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。



附則

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「新規則」という。）別表第四の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第三条において「法」という。のうちの修業年限が四年以上のもの又は同項第二号若しくは第三号に規定する学校 平成三十一年四月一日

二 第一号学校のうち修業年限が三年以上四年未満のもの 平成三十二年四月一日

三 第一号学校のうち修業年限が二年以上三年未満のもの 平成三十三年四月一日

（経過措置）  
第二条 新規則別表第四の規定の適用の日の前日において現に指定を受けている第一号学校において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 新規則の施行後に法第四十条第二項第一号の規定による指定を受けようとする者に係る当該指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、新規則別表第四の規定の適用前においても、同表の規定の例により行うことができる。

○厚生労働省令第四百号  
社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二二号）第二条の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成三十年八月七日  
社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

Table with columns: 改正後, 改正前. Rows: 領域, 教育内容, 時間数. Includes '別表第四(第五条-第七条関係)'.

Table with columns: 改正後, 改正前. Rows: 領域, 教育内容, 時間数. Includes '別表第四(第五条-第七条関係)'.

附則

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下「新規則」という。）別表第四の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用する。

一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第三条において「法」という。のうちの修業年限が四年以上のもの又は同項第二号若しくは第三号に規定する養成施設 平成三十一年四月一日

二 第一号養成施設のうち修業年限が三年以上四年未満のもの 平成三十二年四月一日

三 第一号養成施設のうち修業年限が二年以上三年未満のもの 平成三十三年四月一日

（経過措置）  
第二条 新規則別表第四の規定の適用の日の前日において現に指定を受けている第一号養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 新規則の施行後に法第四十条第二項第一号の規定による指定を受けようとする者に係る当該指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、新規則別表第四の規定の適用前においても、同表の規定の例により行うことができる。

○財務省告示第二号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五十条第十一項の規定に基づき、平成三十年七月二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成三十年八月七日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国債債券（二年）（第三百九十回）  
二 発行の根拠法律及び法律の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）第三十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項



告

示

Table with columns: 科, 目, 時間数. Rows: (略), 発達と老化の理解I, 発達と老化の理解II, 認知症の理解I, 認知症の理解II, 障害の理解I, 障害の理解II, 合計.

Table with columns: 科, 目, 時間数. Rows: (略), 発達と老化の理解I, 発達と老化の理解II, 認知症の理解I, 認知症の理解II, 障害の理解I, 障害の理解II, 合計.

○財務省告示第二十九号  
個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年財務省令第六十八号)第四条第十四項の規定に基づき、平成三十年七月十七日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成三十年八月七日  
財務大臣 麻生 太郎

- 一 名称及び記号 個人向け利付国庫債券(固定・五年)(第八十七回)
- 二 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一項
- 三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行 額 額面金額で二百三十五億七千四百三十七万円
- 五 最低額面金額 一万円
- 六 振替 単 位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 七 発 行 日 平成三十年七月十七日
- 八 発 行 価 格 額面金額百円につき百円
- 九 利 率 年〇・〇五パーセント
- 十 初 期 利 子 平成三十一年一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ)。  

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100} \times \left( \frac{1 - 2}{2 - 365} \right)$$
- 十一 第二期以後の利子 毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。  

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} + \text{第二期以後の利子の適用利率} \times \frac{1}{2})}{100} \times \text{第二期以後の利子の適用利率} \times \frac{1}{2}$$
- 十二 償 還 期 限 平成三十一年七月十五日
- 十三 償 還 金 額 額面金額百円につき百円
- 十四 払 込 期 日 平成三十年七月十七日
- 十五 払 込 場 所 日本銀行の本店又は支店
- 十六 中途換金の取扱い 中途換金の買取りは、平成三十一年七月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。  

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100} \times \left( \frac{1 - 2}{2 - 365} \right)$$

- 十七 中途換金の特例 前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む)が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村(特別区を含む、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。)の区域において、災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成三十一年七月十五日以前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。  

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} + \text{第二期以後の利子の適用利率} \times \frac{1}{2})}{100} \times \text{第二期以後の利子の適用利率} \times \frac{1}{2}$$
- 十八 元利金支払場所 日本銀行

- 十一 初 期 利 子 平成三十一年一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ)。  

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100} \times \left( \frac{1 - 2}{2 - 365} \right)$$
- 十二 第二期以後の利子 毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。  

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} + \text{第二期以後の利子の適用利率} \times \frac{1}{2})}{100} \times \text{第二期以後の利子の適用利率} \times \frac{1}{2}$$
- 十三 償 還 期 限 平成四十年七月十五日
- 十四 償 還 金 額 額面金額百円につき百円
- 十五 払 込 期 日 平成三十年七月十七日
- 十六 払 込 場 所 日本銀行の本店又は支店
- 十七 中途換金の取扱い 中途換金の買取りは、平成三十一年七月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。  

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100} \times \left( \frac{1 - 2}{2 - 365} \right)$$

- 十八 中途換金の特例 前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む)が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村(特別区を含む、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。)の区域において、災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成三十一年七月十五日以前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。  

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} + \text{第二期以後の利子の適用利率} \times \frac{1}{2})}{100} \times \text{第二期以後の利子の適用利率} \times \frac{1}{2}$$

○文部科学省 厚生労働省告示第四号  
社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令(平成三十年文部科学省令第三号)の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第六条第二項第二号及び第三項第二号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成三十年八月七日  
文部科学大臣 林 芳正  
厚生労働大臣 加藤 勝信

社会福祉士介護福祉士学校指定規則第六条第二項第二号及び第三項第二号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する告示  
 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第六条第二項第二号及び第三項第二号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準  
 社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省令第二号、以下「規則」という。)附則第六条第二項第二号及び第三項第二号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。  
 規則附則第六条第二項第二号及び第三項第二号に規定する講習会の内容は、次の表に定めるもの以上であること。

改正後	改正前
社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第六条第二項及び第三項に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準	社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第六条第二項第二号及び第三項第二号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準
社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省令第二号、以下「規則」という。)附則第六条第二項第二号及び第三項第二号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。	社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省令第二号、以下「規則」という。)附則第六条第二項第二号及び第三項第二号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。
規則附則第六条第二項及び第三項に規定する講習会の内容は、次の表に定めるもの以上であること。	規則附則第六条第二項第二号及び第三項第二号に規定する講習会の内容は、次の表に定めるもの以上であること。

この告示は、公布の日から適用する。